

議会だより

NO.141 発行／福島県北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会 ☎(0241)23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
ホームページアドレス：http://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/gikai/

北塩原村墓地公園を視察



(平成21年6月30日完成)

6月定例会

☆村長招集挨拶並びに**村政報告** 2ページ

☆**村政のことが聞きたい！** **一般質問** 4人が登壇・・ 3～7ページ

☆臨時会・**請願・陳情** 8ページ

村政報告



村長 小椋 敏一

招 集 挨 拶

6月 定例会

6月19日～23日

一、NHK大河ドラマ天 地人ウォークについて

去る五月十七日、天下の智将直江兼続と上杉景勝が歩いた旧会津米沢街道、大塩・松原間を舞台に、NHK福島放送局、福島民報社、地元各種団体のご協力をいただき、天地人ウォークを開催した。

昨年に引き続き第二回目の開催であったが、今回は特に全行程十一キロメートルを歩く散策のコースのほか、歴史説明ガイドを付けた歴史コースを新たに設けた。当日は雨天にもかかわらず、県内外から参加者約三百人が街道沿いの史跡、殿様松並木、一里塚、芦名氏が築いた鹿垣などを通り、歴史の道を歩き、大変好評であった。

また、ゴール地点での地元区長会、長寿会の皆様方のあたたかいおもてなしに、参加者は大変感動していた。ご協力をいただきました団体に深く感謝を申し上げます。

来る六月二十一日には天地人ウォーク第二弾として、米沢市などの協力をいただき、旧会津・米沢街道ワンデーマーチを開催する。参加者一同が松原歴史館を出発して、直江兼続公が今から約四百年前に歩いたと言われ

る松原峠の県境まで五キロメートルを歩く交流イベントである。これらのウォークイベントは、今後、少し形を変えながらも、さまざまな歴史資源の掘り起こしにより歴史体験の場をつくりあげ、村の歴史と観光の魅力を新たな視点で全国に向け発信し続けることができるよう継続していく。今後とも村民の皆様がたのご協力をお願い申し上げる。

二、五年目を迎えた東京 都杉並区との交流について

この五月に恒例となりました物産展、写真展と裏磐梯観光キャンペーンを東京都杉並区役所前で開催し、期間中大勢の区民の方々と賑わった。

特に物産展では、雨にもかかわらず約一万人の来場者があり、新鮮な山菜やアスパラガスなどの地場野菜、さらには会津山塩など大好評であった。

今回は、守り狐の絵付け体験なども実施し、区民の皆さんと一層交流を深めたところである。また、写真展では四季折々の裏磐梯の雄大な美しさをとらえた作品百点を展示し、こちらも大好評であった。

「また来ました」というお客

様が多く、交流五年目を迎え、区民の皆様の北塩原村裏磐梯の知名度もかなり高まってきたようであった。今後とも地域が一丸となった積極的な観光PRと心からのおもてなしの必要性を強く感じているところである。

また、杉並区役所においては、山田区長さんをはじめ、区の幹部の方々との懇談を行い、杉並区の学校給食への食材提供など、お互いメリットが増すような交流の拡大に向けた取り組みをすることを確認してきた。

この八月二十九日には、東京三大まつりの一つである高円寺阿波踊りが開催されるが、今年は村民の皆さんの参加を募集しているところである。村をPRするには絶好の機会ですので、村民の皆様方の参加をぜひお願いしたいと思っている。

三、沖縄県東村との交流 について

この七月二十一日から四日間の日程で、本村の小学六年生二十七名が真夏の沖縄東村交流訪問を予定している。民泊体験やさまざまな活動、異文化体験、交流を通して子供たちがさらに健やかに成長することを願っているところである。

一方、沖縄の東村からは、十月の二十二日から四日間の予定で中学生の訪問が予定されているので、村民の皆様方の歓迎をよろしくお願い申し上げます。

四、七月実施予定のニュー ジールランドへの中学二年生 の国際交流派遣団の派遣 中止について

七月二十六日から七日間の日程で訪問を予定していた中学生の国際交流派遣については、新型インフルエンザの感染が世界的規模で急速に拡大するという不測の事態が発生しており、現在フェーズ六という最高の拡大を予測しているところである。

また、ニュージールランドにおいてもこれから冬を迎える時期である。感染の拡大も心配されることなどを踏まえながら検討したところ、生徒の皆さんの健康と安全を最優先すべきと判断し、この七月の訪問は中止とさせていただきます。

今後の対応については、関係の皆様方のご意見を拝聴しながら決めていきたいと考えている。

一般質問

1



7番 蟹巻 尚武

1 北塩原村第三次総合振興計画について

① 北塩原村第三次総合振興計画において当村の指針を伺う。

総務企画課長

第三次総合振興計画は平成十五年度をスタートとし、平成二十四年度を目標とする十ヶ年の長期計画で、村政を総合的かつ計画的に取り組むための指針となるものであり、この計画に基づき各種事業を展開しているところである。

現在折り返し地点を過ぎており、また平成二十二年三月で過疎法が失効するにあたり、新たに過疎計画策定の対応も必要になってくる。

本年は村政懇談会を各地区で開催し、村の将来のあるべき姿を村民の皆様から広くご意見を伺い、総合振興計画の検証と再点検を考えている。

再質問

本村は特別豪雪地帯であり、冬期間の交通網の確保は地域住民に欠かせない最重要課題であり、除雪車の計画的な更新を図りつつ、適正な配置に努め、迅速かつ安全な除雪体制を図るべきと考えるが伺う。

また、大塩の雨沼線は何が目的で施工されたのか。松原線までつなぐ計画で当時、工事完了部門の財源はふるさと農道予算であったと聞いたが、途中で中止せずに何年かかってでも地権者等に説得して計画を達成するのが行政の仕事だと思ふ。そこで、残り用地全四千三百㎡、うち村内地権者二名、千三百㎡所有、喜多方在住の地権者三千㎡の所有、この全長七百三十mを何とか完了、四百六十mまで、残り二百七十五mをこのほとんどの保安林である非常に難しい土地であるが、執行側の新たな考えを伺う。

次に、観光協会では、事業費四千四百五十七万八千円の内、三千六百十七万八千円の予算要求をした結果、村長査定後千二百七十八万四千円の補助金を助成してもらったが、ペンション、民宿、ホテルの方々が裏磐梯観

光振興のためにいろんな商品づくりを模索しているので、スムーズに活動できるように補助金の助成を組むべきかと考えるが伺う。

村長

大塩雨沼線の道路は、平成七年の災害復旧で、農地の流失、さらには排水の整備をした経緯がある。村では当分の間、迂回路の整備は考えていないが、現在、大塩北山線の県代行事業を実施しているの、災害が起きた場合はこの道路を利用する計画で進めている。

観光振興のための各団体への助成金であるが、今後は裏磐梯に来てくれる観光客の施設整備や基本的な観光交流人口をどうしたらいいのかという大きな問題に取り組む必要があると思ふ。各団体への補助金を見直しているが、村では観光協会の臨時雇用の人件費を負担しているのをご理解をいただきたい。

除雪の部門であるが、村の除雪体制も村道整備もある程度できたと思う。村民の生活道路として、足として需要に堪えられるように今後も除雪体制を続けたい。機械等の更新については、随時古くなったものから計画的に更新したい考えである。

再々質問

観光のソフト面では、観光従事者が横のつながりを強化し、若い世代がどんどん伸びようとしている中、観光協会、観光政策課・商工会の観光部会が軸となつて、いろんなテーブルを持つような段取りを執行側が進んで行なう考えはあるのか伺う。

村長

今後の観光振興については、ソフト面、ハード面をよく見据えて全力投球で観光産業の振興に努めたいと思ふ。

2 村内危険箇所について

① 小野川地区における大岩落石撤去の進捗状況を伺う。

産業政策課長

落石撤去の進捗状況は、三月議会でも説明したとおり、工事費の予算は計上してある。補助事業で行うので現在、県からの内示待ちである。

再質問

大岩撤去の問題は、営林署と

の併用協定に基づき村が管理し、村道として使っていたので、住民の安全・安心のために一刻も早く、早急な解決を望むが伺う。

産業政策課長

県の指示が来次第、速やかに実施する考えである。

一般質問

2



4番 遠藤 春雄

1 裏磐梯高原開発公社株取引について

① 前村長が公社株取引で書類送検されたが、村はどのように考えているのか伺う。

村長

報道によると価値のない株券を不当な高価格で買い取らせた詐欺の疑いで告発されたとのことだが、この件については、平成二十年六月定例議会で遠藤春雄議員が株券についてご質問され、前村長が明確な答弁をしている。

平成十三年七月二十六日付、裏磐梯猫魔スキー場管理運営に関する協定に、相手方の二社に対して株券を額面一株五万円を二分の一の額の二万五千円で譲渡することになっていたもので、前村長はその協定書に基づき事業を執行したものであり、村長の職務を全うしたものと理解している。

また、平成二十年九月定例会にて、本件の管理運営に関する協定の弁護士委託料についての質問の中で私が答弁したとおりである。

今回の報道に対する件は、何ら間違った対応はしていないので、問題となることはないものと認識している。

再質問

当初、報道関係で騒がれている大口の債権の一部を石川銀行に譲渡し、平成十三年八月、村の広報で日本ロイヤルクラブが所有していた株券を実質取得していると発表しているが、その当時村にはその株があったのか伺う。

また、日本ロイヤルクラブが平成十三年四月に倒産、十三年六月に村と二社で協定ができ、

十三年八月八日に取締役及び監査役が辞任しているが、取締役、監査役は二社との協定のときここに入っていないかったのか伺う。次に、残りの千九百万円の株券は相手側に引き取ってもらうよう説得していくのか伺う。

村長

役から外れている。次に、残りの七百六十株、千九百万円については、弁護士を頼み書類で請求しているが、その後回答がないので、村では弁護士と相談していきたい。

最後に、裏磐梯高原開発公社の平成二十年年度までの固定資産税滞納分は、七千九百七十万円ほどであるが、近々入金になる予定との情報である。

再々質問

昨年の九月定例会で五十嵐善清議員が管理運営協定書の件で質問した中で、「協定した時、負債が日本ロイヤルクラブにあるということ」を明記してあり、決算書も相手に渡っているのに、二社は知っていたと思う」と村長から答弁があったが、その協定書の提出を求める。

村長

協定書の中に、その時点で公社が有する負債、未払金をすべて二社に渡すので、責任をもって対応して下さいと明記しており、その協定に基づいて今履行されているものである。

（副村長朗読）

裏磐梯猫魔スキー場管理運営に関する協定書

福島県耶麻郡北塩原村（以下甲という）と株式会社ライトエージェンシー並びにマルト不動産株式会社（以下乙という）、（裏磐梯高原開発公社の大口出資者である株式会社日本ロイヤルクラブが破産により、その株券を取得した実質的会社）は、裏磐梯猫魔スキー場の管理運営に関し、次のとおり協定する。

第一条 株式会社裏磐梯高原開発公社が経営する裏磐梯猫魔スキー場の今後の管理運営は、乙が行うこととする。

第二条 乙は、裏磐梯猫魔スキー場の管理運営にあたり、このスキー場の設立当初の趣旨に則り、地域の活性化のため最善を尽くすこと。

第三条 甲の所有する株式会社裏磐梯高原開発公社の株券、千株については、乙に譲渡するものとし、その譲渡価格は額面の二分の一とする。

第四条 株式会社裏磐梯高原開発公社の取締役のうち、甲の関係者については、次期開催の取締役会において全員辞任するものとする。

第五条 乙は裏磐梯猫魔スキー場の経営権の授受にあたり、甲

に次の金額を支払うものとする。
（一）株式会社裏磐梯高原開発公社に関する固定資産税の滞納分、二千百十三万三千円及び延滞金
（二）株式会社裏磐梯高原開発公社は、株式会社日本ロイヤルクラブに対し債務を有しているが、この債務の一部について株式会社日本ロイヤルクラブ及び裏磐梯観光ホテルの固定資産税の滞納分として精算処理がない場合、一億円

上記金額の支払方法については別途甲、乙協議するものとする。
第六条 スキー場の管理運営にあたり、乙は株式会社裏磐梯高原開発公社の現社員を優先して雇用するものとする。

第七条 この協定書締結日より前に発生している株式会社裏磐梯高原開発公社のすべての債権債務及び未払金については、すべて乙に帰属するものとし、責任をもって対処するものとする。

第八条 裏磐梯猫魔スキー場主体の開発運営を目的とする新会社（以下新会社という）を設立するものとする。

第九条 この新会社は甲乙が一致協力し、業務上密接な連携を保ち、事業展開を進めるため、次の事業を行う。

裏磐梯猫魔スキー場に係る許認可等に関すること

第十条 新会社設立時の資本金は一千万円とし、出資比率は甲が五十五%、乙が四十五%とする。

第十一条 新会社設立に伴う発起人、役員、設立費用等については、別途甲、乙協議するものとする。

第十二条 新会社の設立については、本協定書締結後速やかに行うものとする。

第十三条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ誠意をもってこれらを処理解決するものとする。

上記協定の成立を証するため、本書三通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自一通宛保有する。平成十三年七月二十六日

甲 北塩原村長 高橋 伝

乙 株式会社ライトエージェンシー

代表取締役 伊藤 哲

マルト不動産株式会社

代表取締役 上野 誠子

関連質問

五十嵐善清議員

昨年の協定書の撤回の申し出に対し、請求の回答書を送付したということだが、広告代理店、不動産会社から何の連絡もない

のか。その後、村は一度も催告してないのか。また、司法に委ねるとのことだが、いつ訴えを起こす予定でいるのか伺う。

次に、平成十三年当時、日本ロイヤルクラブが破産し、その後不動産会社と広告代理店が経営権を実質引き受けたというのが、昨年の協定書撤回の申し出は、石川銀行に債権が譲渡された事実は知らなかったもので協定書は無効であるという主張であったが、平成十年に日本ロイヤルクラブから石川銀行へ債権が譲渡された事実をこの協定書を締結する時点では、把握していたのか伺う。

村長

村の代理人である弁護士から相手方二社に対して回答文書を出している。その内容は、本村との協定に基づく残金千九百万円が長期間にわたり未払いなのまで至急お支払いいただきたいというもので、村に代わって弁護士がこの時点で請求したものである。

また、二社に対して「平成二十年六月三日、株式会社整理回収機構より公社に対する会社更生手続きが申し立てられ公社が運営していた猫魔スキー場の管理運営権は裁判所選任の更生管財人に委ねられているので念の

ため申し添えます。今後、一切の窓口は弁護士になっているので、追加の主張がある場合は弁護士まで」と文書を出している。

残りの千九百万円の件は、弁護士から請求を行っているが、こういう状態なので弁護士と相談して進めていく考えである。

平成十三年当時、日本ロイヤルクラブの債権が石川銀行に譲渡された事実を知っていたかどうかであるが、その当時、石川銀行に移っていないという判断であったと思う。決算書を見ると、その時点でも未払金が日本ロイヤルクラブにあったので、その協定締結時、どこかに債権が移ったとしても、すべて裏磐梯高原開発公社の債権、さらに未払金はすべて二社で誠意をもって対応して下さいと協定書に明記してあるので、特に問題はな

いと思う。

一般質問

3



6番 小 元 小 元

1 下水道事業について

① この事業、工事はいつまで続くのか伺う。

② 加入率一〇〇%への取り組み、見通しを伺う。

③ 滞納解消にむけての取り組みを伺う。

産業政策課長

村は事業認可を受けている箇所はできる限り整備したいと考えている。

また、現在の加入率は八十二%であるが、加入率の低い地区には、各戸を回り加入促進を進めたいと思う。

次に、滞納解消に向けての取り組みは税務課と連携しながら、三ヶ月以上の滞納を目安に給水停止等を念頭におき滞納額が累積しないよう対応を考えたい。

再質問

しゃくなげ平は、手付かずのままだがどういふことか伺う。

また、現在二百十戸ほどの未加入世帯があるが、それなりの事情があるから最後まで残ったと思うので、新しい優遇策などの考えがあるのか伺う。

産業政策課長

下水道関係は、しゃくなげ平と曾原の一部が残っているもので、そちらも計画をしている。

また、二百十戸の未加入世帯に対して新しい優遇策は考えていないが、出来るような世帯を重点的に訪問し、加入促進に努めたいと考えている。

再々質問

無駄と思えるしゃくなげ平の工事を止め、現段階で一〇〇%の加入率を目指すような検討が必要と思うが伺う。

産業政策課長

村は下水道整備率が県内で二番目であるが、この区域は認可区域に入っており、公共用水域の汚染と生活環境の向上という目的があるので、無駄とは考えていない。

2 国保税について

① 他町村より国保税が高額なわけでもないのに、収納率が悪いのはどういふ訳か伺う。

② 十九年度末は、二千九百三十六万六千円の滞納で、十八年度より五百七十万円増となった

ているが、二十年度はいくらか伺う。

③ 新年度は、国保税減税を期待したいですが見通しを伺う。

税務課長

国保税は、市町村毎に税率を設定し、課税徴収を行なっている。国保税の現年課税分及び滞納繰越分の合計徴収率は平成十八年度七七・二六％をピークに下がってきている。原因は、税源移譲による住民税の課税額増加により住民税の滞納額が増えた影響や昨今の景気低迷による納税者の収入が減少したことが徴収率低下の一因であると思われる。

次に二十年度決算による国民健康保険税の滞納繰越見込額は約三千百万円程度である。

住民ふれあい課長

平成二十一年度の国民健康保険税については、六月二十五日開催予定の国民健康保険運営協議会で諮問し、答申を得たあと議会でご審議いただきたい。

再質問

一人当たりの国保税は、十七市町村の中で一番安い方だが、

収納率一〇〇％・滞納者のない村もあるので、他町村の例等を調べ、安くするという取り組みはできないのか伺う。

税務課長

今後の徴収対策は、国民健康保険税の法律にのっとり滞納処分を積極的に進めたいと思う。

また、国民健康保険給付事務担当の住民ふれあい課と連携しながら情報交換をし、さらに国民健康保険証の更新の際、滞納している方に納税相談を実施し、交渉の機会を増やしていきたいと考えている。

再々質問

滞納処分する前に救済処置や滞納の理由等の追求をして、納税してもらう方法はないのか伺う。

税務課長

滞納処分の事務としては、納期限が過ぎたら督促状を発送し、その後催告等をしている。それでも反応がない時は、徹底的に財産等の調査をし、個別の状況に応じて差し押さえ等の滞納処分を実施している。

3 指定管理者制度について

① 村の施設を管理運営する会社の社長を村長が務めなければならぬ理由を伺う。

② 大地の工房管理組合は、毎年五十万円を村に支払いをしているが、なぜなのか経過についてくわしい説明を伺う。さらに、支払いだけがあって管理委託料はないのか伺う。

総務企画課長

公の施設を管理する会社（第三セクター）の設立の趣旨、目的等、さらに出資の状況からみて村長が取締役会で代表取締役を選任されることは問題ないと考えている。

産業政策課長

この施設は、早稲沢区より加工施設の要望があったので、地元早稲沢菌茸生産組合と協議を重ねた結果、管理運営を組合に委託し、事業費の一部を地元が負担することで、承諾の上整備した経緯がある。

再質問

法的には異常ないかもしれない

いが、社長が村長に報告書を出すようになるので、村長が就任しなければならぬ理由を伺う。

また、指定管理者は条例に基づき事業収支報告書を村長に提出しているが、その施設の管理状況を広報や閲覧などで村民に知らせるべきだと思いが伺う。

次に、大地の工房管理組合と村との覚書は、平成十三年三月一日に契約されているが、村の説明では六百万円を村に支払えばこの施設は組合のものになるとのことで組合長から契約したとの報告がされた。

その後、この施設は組合のものにならないとなったのだが、村がだましたのか、それとも組合長がうそをついたのか伺う。

総務企画課長

設立の趣旨・村の出資が、十九％以上ということからも問題ないと考えている。

また、指定管理者から収支報告、実施状況関係を村に提出しているのは、事務的にチェックをするために報告を求めているものであり、今のところ、広報等で知らせる考えはない。

産業政策課長

当初、六千万円の事業費であり、国庫補助が三分の一で残り

の四千万円を組合で支払うのは大変だということで、村の事業として過疎債で対応した。千二百万円のうち半分を村で補助し、六百万円を菌茸組合が十二年間で支払っていくという覚書である。その後は、ある程度自由に使用できるという内容の説明であったと思う。

再々質問

指定管理者のことだが、議会と執行が一緒になって会社を経営するというのはおかしいのではないのか伺う。

また、大地の工房は、組合がお金を負担し、さらに赤字も出している。他の施設については、なぜ同じ契約を結ばないのか伺う。

総務企画課長

第三セクター会社設立の目的が産業振興に寄与することであるので、村長が役員になっていることは、目的・出資の状況等からみて問題はないと考えている。

また、会社のチェックについては、議会等でもできる部分があると思う。

産業政策課長

早稲沢菌茸組合だけの負担では大変なので、村が事業主体となり、過疎債を充当すれば地元への負担を少なくできるため実施したものである。

一般質問

4



1番 相原 和之

1 新型インフルエンザの対応について

① 三月に国外において発生した新型インフルエンザが五月中旬に国内感染に至り、六月初旬には十八都府県、感染者数は四百八十人を超えるまでに拡大している。このような中、村としてどのような対応を講じてきたのか伺う。

住民ふれあい課長

村では、国内での感染が確認される以前から情報収集と庁内の情報共有化に努め、保健センターに相談窓口を設置し、全世帯へチラシの配布及び防災無線

などで日常対策等の周知を図ってきた。また幼稚園・小中学校

については、教育委員会の対応マニュアルにそって周知徹底を図ってきたところである。

再質問

村民が新型インフルエンザに感染した場合の対応と、学校関係はどのような対応をしていくのか伺う。

住民ふれあい課長

村民が感染した場合は、相談窓口や広報等により村民に情報提供等を実施し、ライフラインである水道水供給体制の確保などを図りたい。

また、県から要請があれば接触者の健康調査や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の協力をするほか、流行により孤立し生活に支障をきたす恐れのある世帯に生活支援を行うことを検討したいと考えている。

教育課長

学校関係の感染予防の対応については、他の子供達にうつらないように、マスクの完全着用、手洗い、うがいの励行、教室の換気、ドアノブの消毒等の対策

を考えている。

また、臨時休校の場合は、外出を避けてもらうようにしたい。

さらに、家庭において発病の疑いがある時は、発熱相談センターに連絡してから病院へ行ってもらい、学校を休ませるなど、幼稚園、小中学校の各保護者にインフルエンザ発生の連絡等を考えている。

また、学校の保健だよりなどでも情報提供したいと思う。

再々質問

北塩原村の二大産業である観光面において、どのような対応をしていくのか伺う。

観光政策課長

現在のところ観光施設等に対する指導は行っていないが、今後は状況を見ながら適切な対応をしていきたいと考えている。

住民ふれあい課長

観光客へは、宿泊施設の窓口で情報提供やチラシを配布し、村民同様に発熱等の症状がある時は発熱相談センターに相談するよう呼びかけしたいと考えている。

6月定例議会で次の案件が可決されました。

議案番号	件名	内容
議案第34号	戸籍電算化システム購入契約について	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。
議案第35号	北塩原村墓地公園条例	地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき、墓地公園の設置及び管理に関する事項について定めるもの。
議案第36号	北塩原村墓地公園管理基金条例	地方自治法第241条第1項の規定に基づき、墓地公園の管理のための基金を設置するもの。
議案第37号	平成21年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出それぞれ「19,018千円」を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ「2,533,327千円」とするもの。

5月臨時会（5月26日）で次の案件が可決されました。

議案番号	件名	内容
議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（北塩原村税条例等の一部を改正する条例）	地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。 ①個人住民税における住宅ローン特別控除の創設 ②固定資産税の土地の負担調整措置 ③配当譲渡益に対する個人住民税の軽減税率の適用
議案第28号	専決処分の承認を求めることについて（北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例）	総務省令の一部改正に伴い、過疎法による課税免除の適用期間を1年間延長するもの。
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて（北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。 ①介護分の限度額を9万円から10万円に変更 ②2割軽減に対する納税義務者の所得要件の見直し
議案第30号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	県人事委員会勧告に基づき、議会議員の期末手当支給割合を改正するもの。
議案第31号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	県人事委員会勧告に基づき、村長等の期末手当支給割合を改正するもの。
議案第32号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	県人事委員会勧告に基づき、教育長の期末手当支給割合を改正するもの。
議案第33号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	県人事委員会勧告に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するもの。

7月臨時会（7月8日）で次の案件が可決されました。

議案番号	件名	内容
議案第38号	ボンネットタイプバス購入契約について	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。
議案第39号	北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国民健康保険税率の見直しによる改正。
議案第40号	平成21年度北塩原村一般会計補正予算（第2号）	一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ「199,322千円」を追加し、「2,732,649千円」とするもの。
議案第41号	平成21年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	国民健康保険事業費特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ「13,076千円」を追加し、「363,472千円」とするもの。
議案第42号	平成21年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第1号）	特定環境保全下水道事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ「38,000千円」を追加し、「328,743千円」とするもの。
議案第43号	平成21年度北塩原村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	農業集落排水事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ「4,600千円」を追加し、「57,544千円」とするもの。

編集委員

委員長	酒井 作男
副委員長	五十嵐 正典
委員	五十嵐 力雄
委員	蟹巻 尚武
委員	小椋 眞

編集後記

議会は、皆さまの声を村政に反映する大切な機関であり、何が議論の中心になり、どのように話合われたのかを住民のかたがたに伝えるのが「議会だより」です。
皆様方から、議会だよりに対する率直なご意見をお寄せください。

請願・陳情

★不採択となったもの

○農地法の「改正」に反対する請願

〈請願者〉

喜多方市字西四ツ谷二四一

会津農民運動連合会

会長 佐藤 弘之

○政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、二十万トン規模の政府米買い入れを求める請願

〈請願者〉

喜多方市字西四ツ谷二四一

会津農民運動連合会

会長 佐藤 弘之

会津農民運動連合会

会長 佐藤 弘之